

白老町立介護医療院 えみえみ 運営規程

(併設型小規模介護医療院)

(事業目的)

第1条 この規程は、白老町が開設する「白老町立介護医療院 えみえみ」(以下「介護医療院」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護医療院サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

- 2 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものとする。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険介護医療院その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所)

第3条 介護医療院の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 白老町立介護医療院 えみえみ
- (2) 所在地 北海道白老郡白老町日の出町3丁目1番1号

(入所定員)

第4条 介護医療院の入所定員は、19名とし、II型療養床とする。

- 2 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害及び虐待を受けた高齢者の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(職員の職種・員数・職務)

第5条 介護医療院に勤務する職種・員数・職務

	職種	員数	職務
(1)	施設管理者	1名	(白老町立国民健康保険病院（以下「国保病院」）という。) 院長兼務) 施設職員の管理及び職員への指揮命令、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
(2)	医師	1名以上	(国保病院と兼務) 入所者の医学的管理を行う。
(3)	薬剤師	1名以上	(国保病院と兼務) 医師の指示により、入所者へ必要な薬学的管理を行う。
(4)	看護職員	4名以上	医師の指示により、入所者へ必要な看護及び健康管理を行う。 ※常勤換算方法で施設入所者の数を六で除した数以上
(5)	介護職員	4名以上	入所者の日常生活の介護を行う。 ※常勤換算方法で施設入所者の数を六で除した数以上
(6)	理学療法士	1名以上	(国保病院と兼務) 医師の指示により入所者へ必要な機能訓練を行う。
(7)	管理栄養士	1名以上	(国保病院と兼務) 医師の指示により入所者へ必要な栄養管理を行う。
(8)	診療放射線技師	1名以上	(国保病院と兼務) 医師の指示により入所者のエックス線撮影を行う。
(9)	介護支援専門員	1名以上	(国保病院と兼務) 施設サービス計画の作成、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他援助を行う。
(10)	調理員	適当数	(国保病院と兼務) 管理栄養士が作成する献立に基づき、適切な食事を提供する。
(11)	事務員	適当数	(国保病院と兼務) 受付、介護請求及び施設管理等の事務業務を行う。

(提供拒否の禁止)

第6条 介護医療院は、正当な理由なく、介護医療院サービスの提供を拒否しない。

(重要事項の説明等)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得るものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 介護医療院は、サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 介護医療院は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 介護医療院は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行う。

(入退所)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適当な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

- 2 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状及び置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供する。
- 3 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を減じた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努める。
- 4 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 5 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状及び置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第5条に定める

職員の間で定期的に協議するとともに、その内容等を記録する。

- 6 介護医療院は、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を被保険者証に記載するとともに、施設サービスを提供した際には、提供した介護医療院サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録する。

(利用料等の受領)

第 10 条 介護医療院は、法定代理受領サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 介護医療院は、前項に定める額の支払を受けるほか、入所者から別表で定める項目及び金額の支払を受ける。
- 4 介護医療院は、前項に規定する別紙で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。
- 5 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(介護医療院サービスの内容)

第 11 条 介護医療院サービスの内容は次の以下のとおりとする。

- (1)施設サービス計画の作成
- (2)診療（療養上の指導及び健康管理を含む）
- (3)看護及び介護（入浴、排せつ及び褥瘡の予防を含む）
- (4)離床、着替え及び整容等の日常生活の世話
- (5)食事（栄養管理及び栄養食事相談を含む）
- (6)機能訓練
- (7)口腔衛生の管理
- (8)相談、援助
- (9)レクリエーション行事

(身体拘束に関する事項)

第 12 条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行わない。

2 介護医療院は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 介護医療院は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

2 介護医療院は、介護医療院サービス提供中に、当該介護医療院の従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第 14 条 介護医療院は、入所者が正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(非常災害対策)

第 15 条 介護医療院は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

- 第 16 条 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、従業者に対し業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 17 条 介護医療院は、入所者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。
- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- (1)当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2)当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3)前二号に掲げるもののほか、衛生管理のために必要な措置

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 18 条 介護医療院は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。
- (1)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (3)前二号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(医療機関との間の協力体制等)

第 19 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院として、国保病院を定めるものとする。

2 介護医療院は、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておくよう努める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 20 条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しない。

(地域との連携等)

第 21 条 介護医療院は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図る。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(苦情処理)

第 22 条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

4 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保

險団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

(個人情報の保護)

第 23 条 介護医療院は、入所者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知) を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 管理者は、職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に記載する。

(介護医療院の利用に当たっての留意事項)

第 24 条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2)火気の取扱いに注意すること。
- (3)けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4)その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他介護医療院の運営に関する重要事項)

第 25 条 介護医療院は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備をする。

- (1)採用時研修採用後 1 か月以内
 - (2)継続研修年 2 回以上
- 2 管理者は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
 - 3 入所者が夜間及び深夜帯において診療が必要な場合は、併設病院（国保病院）の当直医が診療を行う体制を整えているため、当施設における医師の宿直は配置し

ない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。